

前文

日常の生活から離れ、普段とは異なる自然や生活に接することは、新たな出会いと自己の発見のきっかけとなる。ときには、そのことが人の考え方や生き方をも変える可能性を持つ。人々は、日常、自らが身を置く環境にはないものにあこがれ、気に入った土地に滞在することも含めて、観光を生活の一部としてとらえるようになってきた。

千葉県は、海に抱かれ、年間を通じて陽光に恵まれて、その温暖な気候は、県の花である菜の花に象徴されている。明るい日ざしの中、人々は特徴的な地形である谷津を中心に形成された里山や沿岸の人々が守り育ててきた海辺等を舞台として生活を営んできた。

さらに、このような気候や風土にあこがれ、多くの人々が訪れ、交流を重ねながら、産業の発展とともに移り住み、都市と農山漁村とが共存する現在の千葉県が形づくられている。

このように、千葉県は、自然、生活、産業等の多様な特色を有し、都市も農山漁村も多くの人をひきつける力を持っている。特に、里山のような自然と生活とが調和を保ちながら結び付いた場がほぼ全域に存在することは、千葉県の大きな特色となっている。このことは、あらゆる人が、このような場に身を置き、そこに存在するあるがままの自然や生活に接することができるということであり、観光を生活の一部としてとらえる上で、千葉県が大きな可能性を有していることを意味する。

ところで、観光を通じた地域づくりの努力や取組は、来訪者との交流等と相まって、新たな文化を創出し、経済の持続的な発展をもたらすとともに、県民の郷土への誇りと愛着を培い、地域をより魅力的なものとしていく。

そのためには、観光に携わる事業者だけでなく、県民、企業、大学、行政等が、継承されてきた千葉県の豊かな自然を次代に引き継ぎつつ、県内のすべての地域において、多様な特色を生かし、来訪者をもてなす心をもって、地域や分野を越えて連携し、一体となって観光の振興に取り組むことが重要である。

そこで、観光立県の実現について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、二十一世紀にふさわしい観光の舞台となる千葉県を実現するため、ここに千葉県観光立県の推進に関する条例を制定する。

【説明】

観光が果たしている役割や今日的な意義、本県の特徴や本県観光の優位性を踏まえて、観光立県に向けた取組の重要性など、条例全体の考え方を明示しました。

なお、「観光を生活の一部としてとらえる」とは、人々が、働くことを通じて経済的な豊かさを追求することと同様に、日常生活の中では「心の豊かさ」などの精神的な充足を求めており、その実現の機会として「観光」が重要な役割を担うと考えられること、また、訪れた土地の魅力ある観光資源が、その土地の生活、文化、風土の中にあると考えられることから導き出したものです。

(目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現について、基本理念を定め、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会を実現し、並びに県の文化の振興に資するとともに、県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

本条では、この条例の制定趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定しました。

条例の目的は、直接的には、総合的かつ計画的に施策を遂行することにより観光立県の実現を図ることにありますが、そのことにより、

- ① 魅力ある活力に満ちた地域社会を実現すること
 - ② 本県の文化の振興に役立つこと
 - ③ 県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に貢献すること
- を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多様な主体

地域住民、地域住民を構成員とする団体、事業者、事業者を構成員とする団体、大学その他の教育機関、地方公共団体その他の地域社会を構成する主体をいう。

【説明】

本条では、この条例における重要な用語について、定義をしています。

「多様な主体」とは、観光の振興に関する取組主体として、地域住民をはじめ、自治会や様々なボランティア団体などの住民団体、観光に止まらず、第一次産業から第三次産業に至る幅広い産業分野の事業者、様々な地域や分野で活動するNPO、観光協会をはじめ、商工関係・農林水産関係などの各種団体、大学や専修学校などの教育機関、県、市町村などの地方公共団体など多様なセクターを想定しています。

なお、団体の構成については、例示的に「地域住民」や「事業者」などという形で示したものであり、構成員は多様であるものと考えています。

(定義)

第2条

(2) 観光資源

地域の生活、自然、歴史、伝統、文化、産業その他の観光の振興に資する資源をいう。

【説明】

「観光資源」について定義をしています。

地域には、人々の日常生活、自然・歴史・伝統・文化、人々の暮らしを支える産業など、実に様々な資源が存在しており、それらの中に観光資源としての価値を見出すことができます。

「地域の生活」を規定することは、地域の自然的・社会的条件によって成立している人々の生活の中にこそ観光資源が存在することを示すものです。

(定義)

第2条

(3) 観光づくり地域活動

多様な主体が、その自発的意思に基づき、創意工夫を生かして、観光資源を保全するとともに、これを育成すること、観光資源となり得るものを発見し、これを観光資源とすること及び観光資源の魅力積極的に伝えること並びに観光資源を活用して地域に来訪する者(当該地域に居住する者以外の者で当該地域に長期的に滞在するものを含む。以下同じ。)との交流に取り組むことをいう。

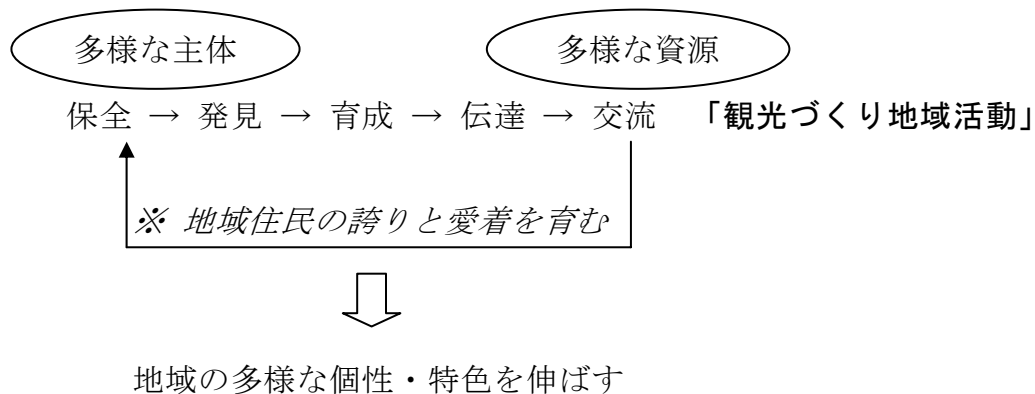
【説明】

「観光づくり地域活動」について定義をしています。

観光資源は、先人たちが代々守り引き継いできた生活、自然、歴史、伝統、文化、産業など、地域の有する様々な資源の中に潜在していることから、これらの資源を観光資源として利活用するためには、まず、多様な主体が、自発的に創意工夫を生かして、地域の様々な資源を保全していくことが必要です。

そして、一連の活動として、改めて観光資源になりうるものを発見し、育成し、その魅力を伝達し、来訪者(別荘などを保有し、断続的・継続的に長期にわたり地域に滞在する人を含みます。)と交流に取り組むことが観光のあるべき姿と考えられ、「観光づくり地域活動」は、観光振興を図る上で必要な様々な取組(要素であり、プロセスともいえる)から構成されています。

このことを図示すると次のとおりです。



(基本理念)

第3条 ○観光づくり地域活動の促進

- 1 観光立県は、観光づくり地域活動を促進することにより、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが特に重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

【説明】

本条では、条例全体にわたる観光立県実現のための基本的な考え方を基本理念として規定しています。

本項では、観光づくり地域活動の促進について規定します。

観光づくり地域活動により、多くの方々の来訪を促進することで、これに伴う経済面での活性化が図られるだけでなく、観光づくり地域活動を通じて地域の個性や特色を伸ばし、地域住民の誇りと愛着が生まれ、結果として魅力ある活力に満ちた地域社会を形成するという認識に立って取組を進めることが重要です。

(基本理念)

第3条 ○まちづくり・地域づくりによる来訪者との交流の促進

- 2 観光立県は、多様な主体が行う又は多様な主体と地域に来訪する者とが一体となって行う観光づくり地域活動その他の魅力ある活力に満ちた地域社会の形成に向けた取組により、多様な主体と地域に来訪する者との間の交流（以下「来訪者との交流」という。）を一層促進することが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

【説明】

本項では、まちづくり・地域づくりによる来訪者との交流の促進について規定しています。

前項第1項で述べた「観光づくり地域活動」のみならず、多様な主体によって行われる、又は多様な主体と来訪者とが一体となって行われる様々なまちづくり・地域づくりの取組が、地域の特徴や地域の魅力を向上させ、そのことが多くの来訪者を招き、交流をさらに促進すると考えられます。

各地で行われるまちづくり・地域づくりの取組を促進することが、観光立県を目指す上で重要であるという認識に立って、その実現を図ります。

(基本理念)

第3条 ○観光産業の振興と多様な産業との有機的連携

3 観光立県は、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成される観光産業（以下「観光産業」という。）の振興を図ること及び観光産業と農業、漁業、製造業その他の産業（以下「多様な産業」という。）との有機的な連携を図ることにより、地域の産業活動、社会活動、文化活動その他の活動を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

【説明】

観光立県は、

- ① 観光産業の振興を図ること
- ② 観光産業と農業、水産業、製造業等との有機的連携



地域の産業活動、社会活動、文化活動を活発化



魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要
という認識の下に実現が図られなければならない。

本項では、観光産業の振興と多様な産業との有機的連携について規定しています。

観光産業は、旅行業、運輸業、宿泊業及び飲食業など、これまでの関連分野に止まらず、観光ニーズの多様化や新たな産業の興隆に伴って、関わりのある産業の裾野がさらに広がっているところから、観光産業の一層の振興を図ることにより、本県経済の発展や雇用機会の増大を促す大きな役割を果たしていくものと考えます。

また、農業、水産業、製造業等の多様な産業が多くの人々の来訪を伴う観光と結び付けられることにより、それぞれの産業において、顕在する（又は潜在する）地域の資源を生かした新たな事業活動を促進する可能性を有していると考えられます。

これらの活動が、産業全般にわたるだけでなく、地域において社会面、文化面での様々な活動を活発化し、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成につながるという認識の下に観光立県を目指すものです。

(基本理念)

第3条 ○成田国際空港及び交流拠点としての港湾の活用

- 4 観光立県の実現に関する施策を講ずるに当たっては、本県には成田国際空港が設置されているという特性及び港湾がその本来の機能のほか人々の交流の拠点としての機能をも有するという特性が最大限に活用されるよう配慮されなければならない。

【説明】

本項では、成田国際空港及び交流拠点としての港湾の活用について規定しています。

国のビジット・ジャパン・キャンペーンにより、地域においても、国外からの来訪者を増加させる取組が進展しています。

こうした中、世界有数の国際空港である成田国際空港が本県内に存在していることは、他県にない強みであり、この特性が最大限に活用されるように、情報発信の強化や県内各地を周遊させる仕組づくりなどにより、来訪や滞在の促進を図ることが重要です。

また、港湾は物流だけでなく、人々が出入りしたり、交流が図られる拠点としての機能を本来的に有していることから、三方を海に囲まれた本県として、来訪者の受入についても、その活用を図っていかなければならないという考え方を示したものです。

(基本理念)

第3条 ○観光と地域の環境・景観との調和

5 観光立県の実現に向けた取組は、地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、継続してこれらとの調和を図ることが地域の魅力を増進させるという認識の下に行われなければならない。

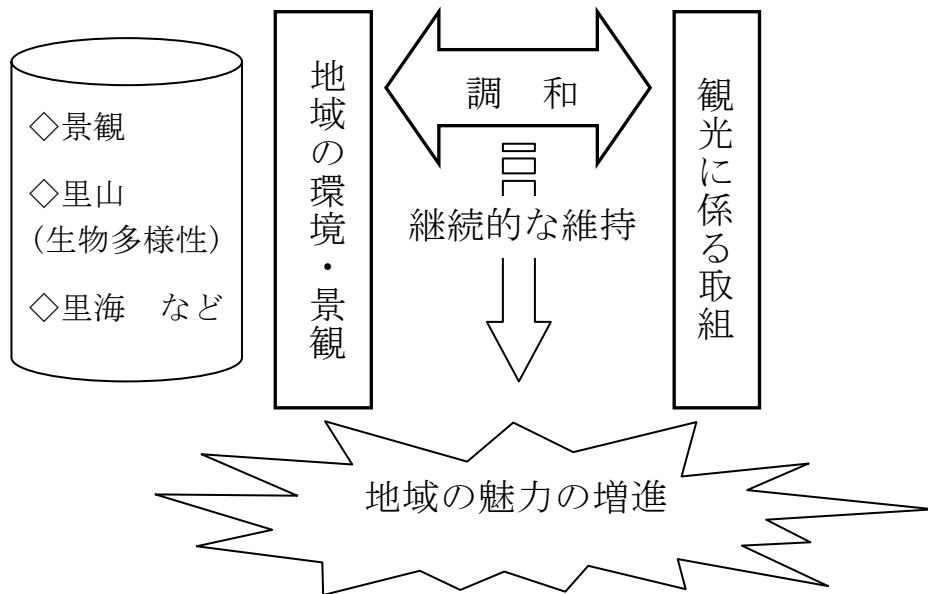
【説明】

本項では、観光と地域の環境・景観との調和について規定しています。

第2条（定義）第3号で示した多くの人々の来訪を促す「観光づくり地域活動」に取り組んでいく中で、先人たちが代々守り引き継いできた様々な地域の資源を保全することが必要との考え方を明らかにしています。

本項目は、この考え方を踏まえ、観光振興の取組が、地域全体の生活環境、自然環境や景観を良好な状態に維持しながら行われること、そして両者の調和が継続的に図られることが重要であり、そのことが地域の魅力を高めるという考え方を示したものです。

このことを図示すると次のとおりです。



(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【説明】

本条から第8条までは、観光立県の実現に関する取組を行っていくために、各主体がどのような責務、役割を担っていくべきかについて規定しています。

本条では、県の責務について規定しています。

オール千葉県での取組を進めるためには、県内各地域で多様な主体による自発的な取組や、地域・分野を越えた連携などを促進させる必要があります、これらの取組が活発に展開されるよう、県においても、観光立県の実現に向けた施策を、部局横断的に連携して総合的に策定し、実施することを規定しています。

(県と市町村との連携)

第5条 県は、観光立県の実現に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する観光に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

【説明】

本条では、県と市町村との連携について規定しています。

市町村は、地域の観光振興の重要な担い手として、その地域の特性に応じて、主体的に、観光振興に関する施策を総合的に推進することが期待されています。

県としても、市町村との緊密な連携の下に、市町村に対して必要とされる情報の提供、技術的な助言などの支援を行うよう努めます。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を増進させ、及び地域に来訪する者に対し、その立場に立って対応するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条では、県民の役割について規定しています。

観光立県の実現に向けて、オール千葉県での取組を着実に進めていくためには、各地で行われる「観光づくり地域活動」の担い手として県民の積極的な参加を得ることが不可欠と考えています。

そのためには、第一に、観光が、まちづくり・地域づくりや来訪者との交流を通じて、産業活動、社会活動、文化活動を活発化し、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成に貢献するものであるということを県民一人ひとりに理解していただくことが重要です。

さらに本条では、こうした観光立県に関する関心や理解を深めることに加え、魅力ある観光地の形成への自発的な参画、来訪者の視点に立ったおもてなしの実践、県の施策への協力など、県民に期待される役割を明示しています。

なお、県民の理解の促進に関しては、基本的施策の柱の一つに位置付け、学習の機会や情報の提供を行うこととしています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、観光資源（観光資源になり得るものを含む。）が自らの事業活動に活用できるものであること又は自らの事業活動が観光づくり地域活動に資するものであることを認識するとともに、自らの事業活動と多様な事業の分野における事業活動との連携その他の自らの創意工夫による事業活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条では、事業者の役割について規定しています。

観光の振興を図るためには、幅広い産業分野を支える各事業者の事業活動が活発に展開される必要があります。

このため、本県では、観光事業者だけでなく、全ての事業者を対象として、その役割を規定することとしました。

具体的には、自らの創意工夫によって観光資源をはじめ地域に存在する様々な資源を活用して事業展開を図ること、様々な事業者との連携によって付加価値の創出などを行うこと、また、県が実施する観光産業の振興に関する施策に協力することなどを明示しています。

(観光関係団体の役割)

第8条 観光の振興その他の観光に関する活動を行う法人その他の団体（以下「観光関係団体」という。）は、基本理念にのっとり、多様な主体が連携して行う観光立県の実現に向けた取組の促進、観光に関する情報の発信その他の観光宣伝活動の実施、地域に來訪する者を適切にもてなすための情報の提供その他の必要な措置の実施、県民の観光立県に対する関心及び理解の増進その他の観光立県の実現に向けた取組に努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条では、観光関係団体の役割について規定しています。

観光立県を実現するためには、行政と民間の多様な主体との一体となった取組が不可欠です。

県においても、国や市町村と連携した施策の推進に努めていますが、特に、民間においては、多様な主体による連携を図るために、観光に係る活動を行う観光協会、商工会議所・商工会、各種業界団体等の観光関係団体が中心的な役割を担うことが重要です。

本条では、

- ① 団体間の相互の連携や、地域内及び地域を越えた主体の連携を図ること
 - ② それぞれの分野における観光の推進役として、各種広報宣伝活動、おもてなしの気運の醸成、体制の整備を図ること
 - ③ 県の観光立県の実現に関する施策に協力すること
- など、その役割を明示しています。

(観光立県推進基本計画)

第9条 知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立県の実現に関する基本的な計画（以下この条において「観光立県推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光立県推進基本計画においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光立県の実現に関する施策についての基本的な方針

(2) 観光立県の実現に関する目標

(3) 観光立県の実現に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光立県推進基本計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、事業者、観光関係団体、観光に関する識見を有する者その他の関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、観光立県推進基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【説明】

本条例の理念に基づき、観光立県の実現に向けたオール千葉県での取組を進めていくため、観光立県の実現に関する基本的な計画を定めることと、その手続きについて規定しています。

オール千葉県で観光立県を実現するための中長期的な施策について、具体的に示していくこととします。

この計画では、県自らが実施する施策、県内各地域での多様な主体による自発的な取組、地域や分野を越えた連携などの取組を促進するための施策について、本条例第10条から第17条までの基本的施策を基本計画の柱として定めていきます。

《「観光立県推進基本計画」の想定案》

- 本条例に定める基本的施策に沿って、オール千葉県による取組を、総合的かつ計画的に進めるための中長期的計画（5年間）として策定します。
- 関係分野を取り込み、関連施策を体系的に提示します。
- 概ね3年を目途に見直しを行います。
- 策定に当たっては、県議会、県民、関係事業者等の意見を聴くものとしします。

(観光づくり地域活動の促進)

第10条 県は、観光づくり地域活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、それぞれの多様な主体が有機的に連携して観光づくり地域活動を行うことができるよう努めなければならない。

【説明】

1 良好な観光地の形成を図るためには、第3条（基本理念）第1項で示す「観光づくり地域活動」の過程において、多様な主体による地域一体となった取り組みが不可欠であることから、県は、そうした地域の自発的・主体的な取組を促進するため必要な施策を講じようとするものです。

2 また、観光施策の展開に当たっても、多様な主体が連携することにより相乗効果が期待できることから、分野や地域を越えた主体的な取組を進めるため、積極的に支援するとともに、県もその一員として協働していきます。

(観光立県の実現のための基盤整備等)

第11条 県は、道路、鉄道、港湾その他の観光の基盤となる交通施設（以下「交通施設」という。）及び宿泊施設、来訪者との交流のための施設、案内施設その他の観光づくり地域活動に資する施設（以下「観光関連施設」という。）の整備並びに観光に関する情報の提供等に関する機能の充実に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、地域の生活環境、自然環境及び景観の維持並びにこれらとの調和に配慮しなければならない。

【説明】

観光立県の実現に向けて、多様な主体による観光づくり地域活動を支え、かつ効果的に進めるとともに、来訪者の利便性を向上させるためには、基盤となる施設の整備が必要です。

そこで、県は、道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備充実、宿泊施設をはじめとする観光関連施設（現に観光資源となっているもの、また将来観光資源となり得るものを含む）の整備及び関連情報提供機能の充実等に必要な施策を講じようとするものです。

(地域への来訪の促進等)

第12条 知事は、来訪者との交流を促進するための行事が総合的かつ集中的に実施されるための環境の整備並びに国外又は県内外からの地域への来訪及びこれによる来訪者との交流の促進のために必要な情報の発信その他の広報宣伝の重点的かつ効果的な実施に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、国際会議、展示会、スポーツの競技会その他の地域への来訪の促進に資する行事の開催を増加させるため、当該行事の誘致の促進及び開催の円滑化に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前項の施策を講ずることにより来訪した者の他の地域への来訪及びこれによる来訪者との交流の促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

本条では、国内外から多くの人々に来訪していただくための、誘客活動について規定しています。

1 効果的に本県への誘客活動を展開するためには、地域のそれぞれの特徴を生かした企画や情報発信を、可能な限り関連付け一体化していくことが重要です。

そのため、県は、全県的な企画の調整や一元的情報発信をはじめ必要な施策を講じます。

2 また、国際会議やスポーツイベントなど各種のイベントの積極的な誘致・開催の支援を行うとともに、地域におけるイベントの創出の促進に必要な施策を講じます。

3 さらに、上記2の効果を県内全域へ波及させるために必要な施策を講じます。

なお、「スポーツの競技会」については、各地・分野での意見交換会やパブリックコメントで出された、観光資源としての「スポーツ」が重要との意見を踏まえ、例示したものです。

(成田国際空港を利用する外国人来訪者の地域への来訪の促進等)

第13条 知事は、成田国際空港を利用して来訪する外国人（以下この条において「外国人来訪者」という。）の地域への来訪及びこれによる多様な主体と外国人来訪者との間の交流（次項において「外国人来訪者との交流」という。）を促進するため、本県の観光資源の効果的な広報宣伝の実施に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、外国人来訪者との交流を促進するため、交通施設及び観光関連施設の整備、通訳案内のサービスの向上その他の外国人来訪者の受入れの体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

第3条（基本理念）第4項「成田国際空港及び交流拠点としての港湾の活用」で示しているように、ビジット・ジャパン・キャンペーンの積極的な展開が行われる中、外国人来訪者を増加させることが重要と考えています。

そこで、成田国際空港を有している本県では、国際観光の振興を基本的施策の一つとして位置づけることとしました。

具体的には、空港周辺地域をはじめ県内全域への外国人観光客の来訪を促進するため、全県的な取組として広報宣伝活動を実施するとともに、外国人誰もが本県観光を安全、快適に楽しむことができるよう、交通施設、観光関連施設の整備や通訳案内サービスなどの快適なサービスの提供や県民のおもてなしの向上など、受入体制の整備に関し必要な施策を講じようとするものです。

(来訪者を適切にもてなすこと等による来訪者との交流の促進)

第14条 知事は、来訪者との交流を促進するため、多様な主体に対し、観光資源に関する理解及び来訪者との交流に対する意欲を増進し、並びに地域に来訪する者を適切にもてなすための情報及び学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域に来訪する者の利便の増進を図ることにより来訪者との交流を促進するため、地域に来訪する者のうち高齢者、障害者、外国人その他の特に配慮を要するものが円滑に利用できる観光関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

1 来訪者との交流を促進するためには、事業者のみならず、地域住民の理解を深め、地域を挙げて来訪者をもてなすという全県的な理解、交流への参加意識の醸成、接遇の向上などが不可欠です。

このため、これらに必要な学習機会の提供、情報提供などに、必要な施策を講じようとするものです。

2 また、本県では、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが訪れやすく、交流が楽しめるよう、感動や高い次元での満足感をもたらす、※ユニバーサルツーリズムに先進的に取り組んできており、ハード・ソフト両面での取組を進展させていくために必要な施策を講じようとするものです。

※ ユニバーサルツーリズム

性別、年齢、国籍、能力のいかんにかかわらず、さまざまな配慮が必要な人も含めて、だれもがより深く旅の楽しみを享受できる環境づくりをめざす活動のことです。

(観光産業の振興)

第15条 知事は、観光産業の経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、前項の施策のほか、観光産業の振興を図るため、観光産業と多様な産業との有機的な連携を促進するとともに、新たな観光に関する事業の創出及び育成のための資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

観光産業は、第3条（基本理念）第3項「観光産業の振興と多様な産業との有機的連携」及び第7条（事業者の役割）でも示したように、農業、水産業、製造業などの多様な分野の事業活動からもたらされる様々な恩恵を受ける裾野の広い産業です。

こうした観光産業を振興させるために、観光関連事業者の経営基盤を強化することはもとより、関連する産業相互の連携補完関係の強化などを図ることによってそれぞれの産業における事業活動の活発化や、有機的連携に基づく新たな事業の創出、育成などに必要な施策を講じようとするものです。

（観光の振興に寄与する人材の育成）

- 第16条** 県は、観光の振興に関し意欲及び知識を有する者並びに観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光又は観光に関する事業の振興に関する社会教育の充実及び専門家の派遣、観光資源に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 知事は、大学又は専修学校が観光の振興に寄与する人材を育成するため自主的に事業を実施する場合には、その求めに応じて、これに協力するよう努めるものとする。

【説明】

- 1 千葉県は観光が産業として発展していくためには、観光に関連する事業に携わる人材の育成が不可欠です。
また、「観光づくり地域活動」を促進する上でも、地域のリーダーの育成をはじめ、観光に関わる人々の資質や能力の向上が重要であることから、教育、学習の観点から広く必要な施策を講じようとするものです。
- 2 「その求めに応じて」とは、『学問の自由』（大学の自治）を守るという観点から、大学等の要請に対する協力という形をとったものです。

(観光づくり地域活動に関する学習の振興等)

第17条 県は、青少年をはじめ広く県民があらゆる機会を通じて観光に対する関心及び理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における観光づくり地域活動に関する学習の振興並びに観光づくり地域活動に関する啓発及び知識の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

県は、小中学校に通う子どもから大人に至るまで、広く県民が郷土の歴史、伝統、文化等を踏まえ、広く観光についての学習の振興、観光に関する啓発や知識の普及を図る必要があるため、必要な施策を講じようとするものです。

(統計調査その他の調査及び研究)

第18条 知事は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

【説明】

観光立県の実現に関する施策を効果的に実施するためには、旅行の動態や来訪者のニーズ、事業者が抱える課題などを把握するとともに、これら課題などへの適切な対応策を講ずる必要があります。

特に、統計調査は、産業としての観光を推進していくためにも、その充実が必要です。

また、統計調査と併せ、観光施策の推進に当たり必要な調査・研究についても取り組んでいくこととします。

(財政上の措置)

第19条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【説明】

第4条に規定する県の責務を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財政上の措置を講じることを明らかにしたものです。

(観光立県の実現のための体制の整備)

第20条 知事は、県と事業者、観光関係団体その他の関係者とは協働して観光立県の実現に向けた取組を行うための体制を整備するものとする。

【説明】

観光立県の実現のためには、県は県自らを含め、多様な主体が協働して、オール千葉県での取組が重要であることから、その取組を行う体制を整備するため、この規定を設けました。

具体的には、観光に関わる事業者・団体、交通事業者、その他の企業、NPOや行政機関などで構成される横断的な推進組織を基盤として、必要に応じて、県内における広域的な取組を推進するための部会組織を設置するなど、機動性の高い活動体制の構築を予定しています。

(参考) 現在、観光に関わる団体、交通事業者や行政機関などで構成される横断的な推進組織としては、「観光立県ちば推進協議会」が組織されている。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。